

再任用を希望される皆様へ

内閣官房内閣人事局
【平成30年度改訂版】

◆◆ 目 次 ◆◆

◆ 再任用制度とは	1
◆ 再任用制度の対象者	4
◆ 採用・任期・勤務形態	5
◆ 休暇	6
◆ 給与	7
◆ その他の諸制度	8
◆ 表 1 再任用職員の俸給月額	9
◆ 表 2 再任用職員の医療・年金保険	11
◆ 表 3 再任用職員の雇用保険	12
◆ 参考 1 再任用職員の給与モデル例	13
◆ 参考 2 再任用職員の年金額モデル例	14
◆ 参考 3 年金額の試算などの情報提供	15

再任用制度とは

【再任用制度】

定年等で退職した国家公務員の公務で培った知識・経験を公務の場で活用していくとともに、60歳台前半の生活を支えるために設けられた制度です（平成13年4月導入）。

【ポイント】

- 定年退職等により一旦退職した者を、1年以内の任期を定め、改めて採用することができる制度です。
- フルタイム勤務と短時間勤務の二つの勤務形態があります。
- 再任用職員の給与は定年前と異なります。（採用の際、改めて格付けが行われます。）



◆平成25年4月以降、公的年金（報酬比例部分）の支給開始年齢が段階的に60歳→65歳へと引上げ

⇒再任用制度によって雇用と年金が接続されます。

（平成25年3月26日閣議決定「国家公務員の雇用と年金の接続について」）

- ◎「国家公務員の雇用と年金の接続について」によって、平成25年度以降に定年退職する職員（勤務延長後退職する職員を含みます。）は、再任用を希望する場合、年金支給開始年齢に達するまでの間、原則として再任用されます。

【閣議決定のポイント】

- 定年退職する職員が再任用を希望する場合、年金支給開始年齢に達するまでの間、フルタイム勤務の官職に再任用するものとされています。
- 短時間勤務の官職に再任用されることを希望する場合など当該職員の個別の事情を踏まえる必要があるときは、短時間勤務の官職に再任用されることがあります。
- 新規採用との兼ね合いで、職員の年齢別構成の適正化を図る観点から、フルタイム勤務の官職に再任用することが困難であると認められる場合には、フルタイム官職での再任用を希望しても、短時間勤務の官職に再任用されることがあります。
※各府省における人事管理上の事情から、希望する官職には再任用されない場合があります。
- 国家公務員法上の欠格事由（38条）又は分限免職事由（78条）に該当する場合は、上記の対象外です。

定年退職・勤務延長終了年度	27・28年度	29・30年度	31・32年度	33年度～
原則として再任用される期間	62歳まで	63歳まで	64歳まで	65歳まで

※年金支給開始年齢に達した日以降については、職員の意欲と能力に応じ、できる限り再任用するよう努めることとされています（希望しても「原則として再任用される」わけではありません。）。

年金支給開始年齢の引上げスケジュール

<年金支給開始年齢>

定年退職年度(※)

60歳 61歳 62歳 63歳 64歳 65歳

定額部分（一階部分）の引上げ

報酬比例部分（二階部分）の引上げ

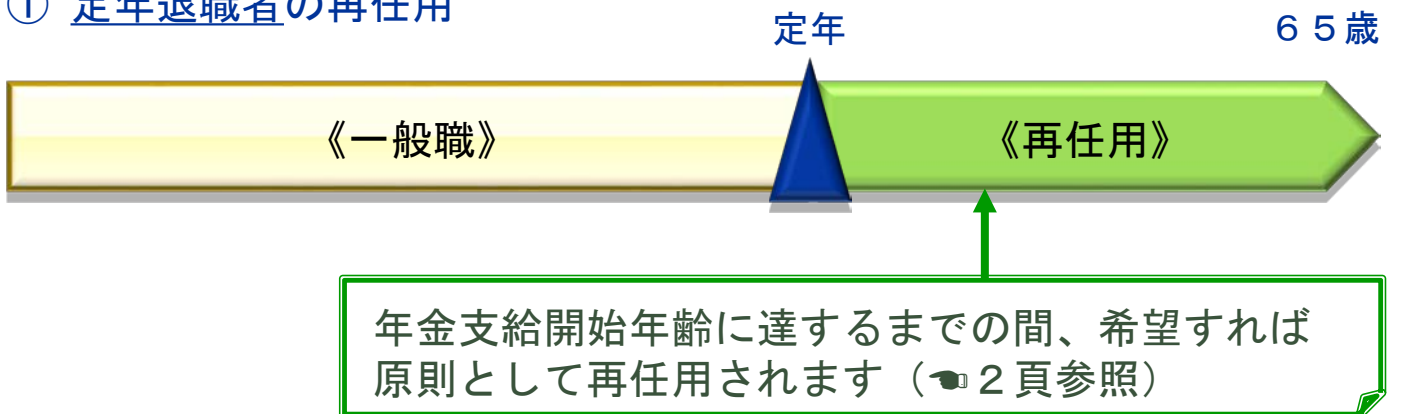
定年退職年度(※)	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	年金種類	出生年
～平成12年度	報酬比例部分(二階部分)					老齢厚生年金	～昭和16.4.1生まれ	
	定額部分(一階部分)					老齢基礎年金		
平成13年度 平成14年度	報酬比例部分					老齢厚生年金	昭和16.4.2～ 昭和18.4.1生まれ	
		定額部分				老齢基礎年金		
平成15年度 平成16年度	報酬比例部分					老齢厚生年金	昭和18.4.2～ 昭和20.4.1生まれ	
			定額部分			老齢基礎年金		
平成17年度 平成18年度	報酬比例部分					老齢厚生年金	昭和20.4.2～ 昭和22.4.1生まれ	
				定額部分		老齢基礎年金		
平成19年度 平成20年度	報酬比例部分					老齢厚生年金	昭和22.4.2～ 昭和24.4.1生まれ	
					定額部分	老齢基礎年金		
平成21年度～ 平成24年度	報酬比例部分					老齢厚生年金	昭和24.4.2～ 昭和28.4.1生まれ	
						老齢基礎年金		
平成25年度 平成26年度		報酬比例部分				老齢厚生年金	昭和28.4.2～ 昭和30.4.1生まれ	
						老齢基礎年金		
平成27年度 平成28年度			報酬比例部分			老齢厚生年金	昭和30.4.2～ 昭和32.4.1生まれ	
						老齢基礎年金		
平成29年度 平成30年度				報酬比例部分		老齢厚生年金	昭和32.4.2～ 昭和34.4.1生まれ	
						老齢基礎年金		
平成31年度 平成32年度					報酬比例部分	老齢厚生年金	昭和34.4.2～ 昭和36.4.1生まれ	
						老齢基礎年金		
平成33年度～						老齢厚生年金	昭和36.4.2～生まれ	
						老齢基礎年金		

(※) 当該年度に60歳に達し定年退職する場合及び当該年度内に新規に勤務延長をし、同年度内に終了する場合

◆再任用制度の対象者

- ① 定年退職者
- ② 勤務延長により勤務した後、退職した者
- ③ 定年退職日以前に退職した者のうち、25年以上勤続して退職した者で、退職後5年以内の者（ただし、定年の年齢に達していることが必要）
また、③に該当するものとして再任用されたことのある者

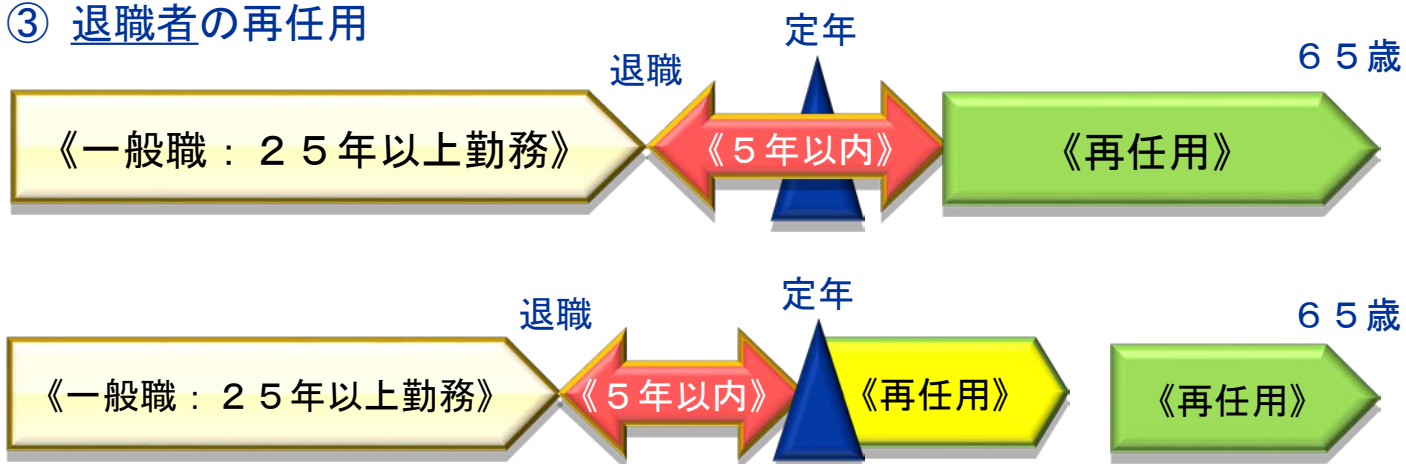
① 定年退職者の再任用



② 勤務延長後退職者の再任用



③ 退職者の再任用



◆採用

従前の勤務実績等に基づく選考により採用されます。

◆任期

1年を超えない範囲内で任命権者が定めます。

※勤務実績等を考慮し、1年を超えない範囲内で更新できます。

※65歳に達する日以後の最初の3月31日が上限です。

◆勤務形態

フルタイム勤務と短時間勤務

※フルタイム勤務職員は、週38時間45分です。

※短時間勤務職員は、週15時間30分から31時間までの範囲内で定め、1日につき7時間45分を超えない範囲内で**各省各庁の長**が勤務時間の割り振りを定めます。

	月	火	水	木	金	
《例1》	6時間	週休日	6時間	6時間	6時間	《斉一型》
《例2》	7時間	5時間	週休日	5時間	7時間	《不斉一型》

※ 週24時間勤務の場合

◆**休暇**：定年退職前の職員と同様です。

【年次休暇（定年前との通算はできませんが、任期の更新の場合は、任期満了前の年次休暇は通算されます。）、病気休暇、特別休暇、介護休暇】

※ 短時間勤務職員の年次休暇は、勤務時間を考慮し、20日を超えない範囲内で、勤務形態に応じて付与されます。

※ 週24時間勤務の場合（年次休暇）

例1) 1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一(斉一型) ← P.5勤務形態：例1

$$20日 \times \frac{1週間の勤務日の日数(4日)}{5日} = \underline{16日}$$

例2) 1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一ではない(不斉一型) ← P.5勤務形態：例2

$$155時間(20日) \times \frac{1週間当たりの勤務時間(24時間)}{38時間45分} \div 7時間45分(1日)$$

$$= \underline{12日} \text{ (1日未満の端数は、四捨五入)}$$



◆給与

フルタイム勤務職員は、各種俸給表の職務の各級ごとに俸給月額が定められています。（P. 9：表1）

※短時間勤務職員の俸給月額は、フルタイム勤務職員の俸給月額を基礎とし、1週間当たりの勤務時間に応じた額となります。

※平成30年給与法改正等を反映しています。

○俸給月額

▶ フルタイム勤務職員の俸給月額

例：【行政職俸給表（一）】

・職務の級	1級	2級	3級	4級
・俸給月額	187,700円	215,200円	255,200円	274,600円

▶ 短時間勤務職員の俸給月額

例：【行政職俸給表（一）】「週23時間15分勤務 職務の級3級」

23時間15分（1,395分）

$\frac{1,395}{38時間45分（2,325分）} \times 255,200円（3級俸給月額） = 153,120円$

○支給される諸手当

- ・通勤手当、地域手当（特例的に支給されるものを除く。）、
単身赴任手当、超過勤務手当、夜勤手当、特殊勤務手当、
期末・勤勉手当（年間2.32か月分（成績標準者））、休日給、
宿日直手当、俸給の調整額 等

※扶養手当、住居手当、寒冷地手当等は支給されません。

▶ 短時間勤務職員の通勤手当及び超過勤務手当の取扱い

【通勤手当】

- ・交通機関利用者

通勤回数が少ない職員は、1か月当たりの通勤所要回数分の回数乗車券等の運賃等の相当額

- ・自動車等利用者

1か月の通勤回数が10回に満たない職員は、100分の50を乗じて得た額

【超過勤務手当】

- ・1日における所定の勤務時間と超過勤務時間の合計時間が7時間45分に達するまでの支給割合は100分の100

◆その他の諸制度

✦ 人事評価

職務及び責任の面で定年退職前の職員と同等とされ、人事評価の対象となります。

✦ 退職手当

支給されません。

✦ 医療・年金保険（P. 11：表2）

- ・ フルタイム勤務職員は、共済組合員になります。
- ・ 短時間勤務職員は、共済組合員になりません。

✦ 雇用保険（P. 12：表3）

- ・ フルタイム勤務職員は、雇用保険に加入します。
- ・ 短時間勤務職員は、勤務時間及び雇用期間に応じて雇用保険に加入します。

✦ 宿 舎

- ・ フルタイム勤務職員は、定年退職前の職員と同様の取扱いです。
- ・ 短時間勤務職員は、原則として貸与されませんが、政令で定める職員（職務遂行上勤務官署の近くに居住する必要がある者）に限り貸与される可能性があります。

✦ 兼 業

フルタイム勤務、短時間勤務を問わず、定年退職前の職員と同様に兼業規制が適用されます。ただし、短時間勤務職員については、割り振られる勤務時間が短いことなどから、職務の遂行に支障が生ずること等の事情がなければ、フルタイム勤務職員と比べて兼業が許可されやすくなっています（詳細については、各府省の服務担当にご相談ください。）。

表 1 再任用職員の俸給表別・級別の俸給月額 (平成30年4月現在)

※平成30年給与法改正等を反映しています。

行政職俸給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
俸給月額	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

行政職俸給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
俸給月額	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

専門行政職俸給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
俸給月額	210,100	240,800	283,300	315,400	356,800	389,900	441,000	521,400

税務職俸給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
俸給月額	205,700	231,700	279,400	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	451,700	521,400

公安職俸給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
俸給月額	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	451,700	521,400

公安職俸給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
俸給月額	212,700	239,900	282,300	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	451,700	521,400

海事職俸給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
俸給月額	220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	395,700	463,700

海事職俸給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
俸給月額	215,100	229,600	231,600	253,700	282,200	312,000

教育職俸給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
俸給月額	282,800	293,800	315,700	399,700	534,100

教育職俸給表（二）

職務の級	1級	2級	3級
俸給月額	247,600	293,200	310,700

研究職俸給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
俸給月額	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400	523,100

医療職俸給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
俸給月額	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

医療職俸給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
俸給月額	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

医療職俸給表（三）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
俸給月額	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

福祉職俸給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
俸給月額	201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	356,800

専門スタッフ職俸給表

職務の級	1級	2級	3級	4級
俸給月額	324,400	425,600	480,400	615,700

自衛隊教官俸給表

職務の級	1級	2級
俸給月額	274,300	331,100

自衛官俸給表

階級	陸将補 海将補 空将補 (二)	1等陸佐 1等海佐 1等空佐 (一)	1等陸佐 1等海佐 1等空佐 (二)	1等陸佐 1等海佐 1等空佐 (三)	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉
俸給月額	505,900	462,500	447,500	392,500	354,000	336,300	305,200	288,000	282,300

階級	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 海曹長 空曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹
俸給月額	282,100	275,600	274,100	265,900	248,800

表2 再任用職員の医療・年金保険

		短時間勤務職員	
		週当たりの勤務時間が30時間以上の場合 もしくは、 ①週の所定労働時間が20時間以上 ②賃金月額8.8万円以上 ③勤務期間1年以上(見込) ④学生でないこと の全ての要件を満たす場合	左記条件を満たさない場合
フルタイム勤務職員 【共済組合員】	共済組合から短期給付を受けます。	全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入し、健康保険の被保険者となります。	いずれかを選択します。 ①国民健康保険に加入 ②共済組合の任意継続組合員（退職後2年間） ③被用者保険に加入している家族等の被扶養者
	掛金を支払った期間が老齢厚生年金を算定する際の組合員期間に加えられます。 ※年金の全部又は一部が支給停止される場合があります。	健康保険が適用になる場合は、厚生年金保険も適用になり、厚生年金保険の被保険者となります。 ※年金の全部又は一部が支給停止される場合があります。	年金保険の被保険者資格がありません。 ※年金の支給停止はありません。
医療保険			
年金保険			

表 3 再任用職員の雇用保険

フルタイム勤務職員		
短時間勤務職員① 1週間の勤務時間が20時間以上で雇用期間が31日以上（見込み）の者	➡	一般被保険者として適用されます。
短時間勤務職員② ①に該当しない者	➡	適用されません。

※ 雇用保険の保険料

退職後再就職した場合に、年度の初日において64歳未満の人は、雇用保険の被保険者として賃金が支払われる都度、一般に賃金（賞与、時間外手当、通勤手当なども含む）の3／1，000の額が雇用保険料の本人負担分として徴収されます。

[注意] 老齢厚生年金と失業給付との併給調整

老齢厚生年金の受給者が、雇用保険法による失業給付を受給している間は、老齢厚生年金の支給が停止されますので注意して下さい。

(注) 「退職共済年金」は、平成27年10月の被用者年金一元化により「老齢厚生年金」となりましたが、職域加算額については、平成27年9月までの期間により算出されるため、引き続き「退職共済年金」として支給されることとなります。そのため、職域加算額については、上記による支給停止の対象とはなりません。

参考 1 再任用職員の給与モデル例

※平成30年給与法改正等を反映しています。

区分 \ 職務の級	行（一） 4 級	行（一） 3 級	行（一） 2 級
フルタイム	4 2 4 万円	3 9 1 万円	3 2 7 万円
週31時間	3 3 9 万円	3 1 2 万円	2 6 1 万円
週23時間15分	2 5 4 万円	2 3 4 万円	1 9 6 万円

- (注) ・本モデル例の給与額は、概算で作成しておりますので、参考程度ご覧ください。
・再任用職員の給与月額には、地域手当（6%）を含んでいます（通勤手当は含んでいません）。
・勤勉手当については、成績標準者（2.32ヶ月分）として計算しています。

参考2 再任用職員の年金額モデル例

本モデル例は、大まかなイメージを掴んでいただくため概算で作成したものであり、参考程度にご覧ください。

定年退職後、行政職俸給表（一）3級で地方機関（地域手当6%）に再任用され、65歳となる年度の3月末まで勤務する場合

年金算定上の 前提要件	生年月日	採用年月日	定年退職日
	S33年9月15日	S56年4月1日	H31年3月31日
	共済組合員期間 (平成31年3月まで)	平均標準報酬月額	平均標準報酬額
	456月(38年)	340,000円	720,000円

●年金額モデル（年額）

63歳から 172万円（老齢厚生年金＋経過職域加算額）

65歳から 252万円（老齢厚生年金＋経過職域加算額＋老齢基礎年金）

○経過職域加算額について

- ・平成27年9月までの共済組合員期間を有する者は、「経過職域加算額」が支給されます。ただし、共済組合員（フルタイム勤務）である間は、支給が停止されます。
- ・なお、平成27年10月以降の共済組合員期間分については、65歳から「退職等年金給付」が支給されます。

○65歳からの年金額について

- ・本モデル例では、加給年金は支給対象外と仮定しています。
- ・老齢基礎年金（保険料納付済期間480月の場合：779,300円）は、日本年金機構から支給されます。

●再任用期間中の支給年金額モデル（年額）

		再任用期間				
		1年目 (H31.4~ H32.3)	2年目 (H32.4~ H33.3)	3年目 (H33.4~ H34.3)	4年目 (H34.4~ H35.3)	5年目 (H35.4~ H36.3)
短時間	フルタイム勤務	0円	0円	21万円	41万円	133万円
	31時間勤務			55万円	109万円	181万円
	23時間15分勤務			76万円	152万円	202万円

○再任用期間中における支給年金額について

- ・在職中、厚生年金保険の被保険者となっているときは、年金と賃金の合計額に応じて、老齢厚生年金はその全部又は一部が支給停止される場合があります。（本モデル例では、短時間勤務者の場合も厚生年金被保険者として、在職支給停止後の支給年金額を計算しています。）

○再任用期間終了後の年金額について

- ・フルタイム勤務職員として勤務した期間（共済組合員としての厚生年金被保険者期間となります）は、再任用期間終了後、その期間分を反映した年金額に見直されます。
- ・短時間勤務職員として勤務した期間（一般の厚生年金被保険者期間となります）は、再任用期間終了後、その期間分の老齢厚生年金が日本年金機構から別途支給されます。

ご自分の年金額の試算については、国家公務員共済組合連合会年金部にお問い合わせ下さい。
(P.15: 参考3 年金額の試算などの情報提供)

参考3 年金額の試算などの情報提供

国家公務員共済組合連合会では、連合会ホームページ <http://www.kkr.or.jp/> を利用したユーザーID・パスワードの認証方式による「KKR年金情報提供サービス」を実施しています。

本サービスは、現在組合員及び元組合員を対象にインターネットを通じて組合員期間、標準報酬月額、標準期末手当等の額及び年金額試算等の情報提供を行うものです。

ご利用対象者	現在組合員及び元組合員※の方 (注)年金が決定している方はご利用できません。
情報提供内容	組合員(第2号厚生年金被保険者)期間情報・標準報酬情報・年金額試算情報・退職一時金返還額情報(該当者のみ提供)・ねんきん定期便情報
ご利用方法	国家公務員共済組合連合会ホームページにアクセス <input type="text" value="kkr"/> <input type="button" value="検索"/>
ご利用時間	365日、24時間 ※定期メンテナンス等によりサービスを停止させていただくことがあります。
OS対応	連合会のホームページ上でご確認ください。 (本サービスをご利用できない方は、ホームページより「KKR年金情報提供依頼書」をダウンロードのうえ、郵送にてご依頼下さい。)
お問い合わせ	国家公務員共済組合連合会 年金部 年金情報提供サービス担当 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎 KKR年金相談ダイヤル 0570-080-556(ナビダイヤル) 0570におかけにできない場合等は、03-3265-8155(一般電話) 受付時間 9:00~17:30(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

※ 「元組合員」とは、1年以上の組合員期間を有し、現在は組合員資格を喪失しており、老齢厚生年金や退職共済年金を受給していない方をいいます。なお、昭和54年12月以前に退職され、退職時に退職一時金として全額受給された方は、本サービスをご利用いただくことができませんので、ご了承ください。

また、日本年金機構のホームページでも、年金額の試算ができる「ねんきんネット」を提供していますので、併せてご利用されてみてはいかがでしょうか。

◎日本年金機構「ねんきんねっと」

⇒ URL https://www.nenkin.go.jp/n_net/index.html

なお、「KKR年金情報提供サービス」及び日本年金機構「ねんきんねっと」の年金額試算については、将来の年金額を保障するものではありませんので、予めご了承ください。

内閣官房内閣人事局

〒100-8968 東京都千代田区永田町

1-6-1

電話 03-5253-2111 (代表)

電話 03-6257-3764 (直通)